拠点区分間貸付金		仮受金	
仮払金		賞与引当金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
徴収不能引当金			
固定資産		固定負債	
基本財産		設備資金借入金	
土地		長期運営資金借入金	
建物		リース債務	
定期預金		役員等長期借入金	
投資有価証券		事業区分間長期借入金	
その他の固定資産		拠点区分間長期借入金	
土地		退職給付引当金	
建物		長期未払金	
構築物		長期預り金	
機械及び装置		その他の固定負債	
車輌運搬具		負債の部合計	
器具及び備品		純資産の部	
建設仮勘定		基本金	
有形リース資産		国庫補助金等特別積立金	
権利		その他の積立金	
ソフトウェア		（何）積立金	
無形リース資産		次期繰越活動増減差額	
投資有価証券		（うち当期活動増減差額）	
長期貸付金		純資産の部合計	
事業区分間長期貸付金			
拠点区分間長期貸付金			
退職給付引当資産			
長期預り金積立資産			
（何）積立資産			
差入保証金			
長期前払費用			
その他の固定資産			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。
※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

○厚生労働省令第八十号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項、第二十一条第三項及び第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十条第三項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八百条―第八百二条」を「第八百条・第八百一条」に改める。

第三条第一項中「十九人」を「十八人」に改める。

第四条の二の見出し及び同条第一項中「企画室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第六条の見出し中「及び研究企画官」を「並びに研究企画官及び医療イノベーション推進官」に改め、同条第一項中「及び研究企画官一人」を「並びに研究企画官及び医療イノベーション推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　医療イノベーション推進官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務のうち、研究の成果の実用化によるイノベーションの創出に特に資する分野に係るものの総括に関する企画及び立案並びに調整に当たる。

第三十条の二の見出し及び同条第一項中「労働条件確保改善対策室」の下に「及び労働紛争処理業務室」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　労働紛争処理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の総合的な企画及び立案並びに調整に関すること（雇用均等・児童家庭局の所掌に属するものを除く。）。

二　都道府県労働局の行う個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての指導に関すること（職業安定局及び雇用均等・児童家庭局並びに監督課の所掌に属するものを除く。）。

三　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関すること（大臣官房、職業安定局及び雇用均等・児童家庭局並びに監督課の所掌に属するものを除く。）。

5　労働紛争処理業務室に、室長を置く。

第五十一条第一項中「六人」を「七人」に改める。

第五十三条の見出し及び同条第一項中「少子化総合対策室」の下に「及び虐待防止対策推進室」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　虐待防止対策推進室は、児童の虐待の防止に関する事務をつかさどる。

5　虐待防止対策推進室に、室長を置く。

第六十四条第一項中「十四人」を「十三人」に、「十人」を「九人」に改め、同条第六項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。